

運転免許関係等手数料の主な改正内容(平成30年4月1日施行)

区 分		手数料(円)			
		旧手数料	新手数料	差額	
運転免許証更新	優良更新	更新手数料	2,500	2,500	0
		優良講習手数料	500	500	0
		計	3,000	3,000	0
	一般更新	更新手数料	2,500	2,500	0
		一般講習手数料	800	800	0
		計	3,300	3,300	0
	初回・違反更新	更新手数料	2,500	2,500	0
		違反講習手数料	1,350	1,350	0
		計	3,850	3,850	0
	高齢者講習 75歳未満	更新手数料	2,500	2,500	0
		講習手数料	4,650	5,100	450
		計	7,150	7,600	450
	高齢者講習 75歳以上 認知機能検査3分類	認知機能検査手数料	650	750	100
		更新手数料	2,500	2,500	0
		講習手数料	4,650	5,100	450
	計	7,800	8,350	550	
	高齢者講習 75歳以上 認知機能検査1・2分類	認知機能検査手数料	650	750	100
		更新手数料	2,500	2,500	0
講習手数料		7,550	7,950	400	
計	10,700	11,200	500		
運転免許証再交付	一種・二種免許証再交付手数料	3,500	3,500	0	
	仮免許証再交付手数料	1,100	1,150	50	
国外運転免許証	国外運転免許証交付手数料	2,400	2,350	-50	
運転免許試験	大型一種・中型一種・ 準中型一種免許 (教習所卒業者)	試験手数料	1,600	1,550	-50
		交付手数料	2,050	2,050	0
		計	3,650	3,600	-50
	普通一種免許 (教習所卒業者)	試験手数料	1,750	1,750	0
		交付手数料	2,050	2,050	0
		計	3,800	3,800	0
	大型二種・中型二種・普通 二種免許(教習所卒業者)	試験手数料	1,750	1,700	-50
		交付手数料	2,050	2,050	0
		計	3,800	3,750	-50
	大型二輪・普通二輪免許 (教習所卒業者)	試験手数料	1,750	1,750	0
交付手数料		2,050	2,050	0	
計		3,800	3,800	0	
原付免許	試験手数料	1,500	1,500	0	
	原付講習手数料	4,200	4,500	300	
	交付手数料	2,050	2,050	0	
計	7,750	8,050	300		
運転経歴証明書	交付手数料(再交付含む)	1,000	1,100	100	
認知機能検査	検査手数料(臨時認知機能検査含む)	650	750	100	
臨時高齢者講習	2時間講習	5,650	5,800	150	
自転車運転者講習	3時間講習	5,700	6,000	300	

運転免許関係等手数料  
 道路交通法施行令第43条第1項関係

手数料の種類別	区分	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から	増減額	
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,600	1,550	-50
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(特定失効者・特定取消処分者)	1,900	1,900	0
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合(一般)	4,400	4,100	-300
		法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	7,050	6,600	-450
	普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750	1,750	0
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(うっかり失効、やむを得ない失効)	1,850	1,900	50
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,200	2,550	350
		法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,100	3,350	250
	特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(教習所卒業者)	1,750	1,750	0
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(うっかり失効、やむを得ない失効者)	1,900	1,900	0
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,950	2,600	-350
		法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,500	4,050	-450
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号及び第5号の規定の適用を受ける場合(うっかり失効者等)	1,850	1,900	50
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1,500	1,500	0
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(教習所卒業者)	1,750	1,700	-50
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(うっかり失効者等)	1,900	1,900	0
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,550	4,800	250
		法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	7,650	7,650	0
	仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合(教習所修了者)	1,700	1,700	0
		法97条の2第1項第4号に該当し大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6か月を超え1年以内の者	1,550	1,550	0
法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合		2,850	2,900	50	
法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		4,400	4,350	-50	
検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査		4,050	3,900	-150
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	6,700	6,400	-300
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,850	3,750	-100
		公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,750	4,550	-200
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験		2,000	1,900	-100
		法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,650	4,400	-250
	普通自動車免許に係る再試験		1,950	1,750	-200
		法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	2,850	2,550	-300

手数料の種類別	区分	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から	増減額	
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1,750	1,650	-100	
	第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,300	3,100	-200	
	原動機付自転車免許に係る再試験	1,050	1,000	-50	
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,050	2,050	0	
	第92条第1項後段の規定により、1つの種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	200	200	0	
	仮運転免許に係る免許証	1,100	1,150	50	
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	3,500	3,500	0	
	仮運転免許に係る免許証	1,100	1,150	50	
免許証更新手数料	免許証の更新(法第101条の2の2の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	2,500	2,500	0	
	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合:住所地公安委員会以外の公安委員会を經由して免許証の更新申請)	2,500	2,550	50	
經由手数料	住所地公安委員会以外の公安委員会に対して行う免許証の更新の申請	550	550	0	
認知機能検査手数料		650	750	100	
運転経歴証明書 交付手数料	○	1,000	1,100	100	
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査(限定解除)	1,450	1,400	-50	
	公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,000	2,850	-150	
技能検定員 資格者証交付手数料		1,100	1,150	50	
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この目において「技能検定員審査」という。)	23,100	23,400	300	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	19,650	19,500	-150	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	14,500	14,700	200	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	21,700	21,500	-200	
	(摘要)1 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の手数料の額は、この目に定める額にかかわらず、同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれこの目に定める額から、同表の下欄に定める額を減じた額とする。				
	技能検定員として必要な 自動車の運転技能 ①	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000	4,000	0
		普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,600	3,550	-50
		特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,300	1,250	-50
		大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	4,250	4,250	0
	自動車の運転技能に関する 観察及び採点の技能 ②	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700	6,700	0
普通自動車免許に係る技能検定員審査		6,100	6,100	0	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		2,100	2,100	0	
大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査		7,400	7,400	0	
第108条の28第4項に 規定する教則の内容と なっている事項 ③	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450	2,500	50	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950	2,000	50	
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950	2,000	50	
自動車教習所に関する 法令についての知識 ④	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450	2,500	50	
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950	2,000	50	

手数料の種類	区分	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から	増減額	
技能検定員審査手数料	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,950	2,000	50	
	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000	2,350	350	
	技能検定の実施に関する知識 ⑤	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950	1,900	-50
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,500	2,650	150	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識 ⑥	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,750	1,800	50
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100	2,050	-50	
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,550	2,550	0	
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	3,700	3,700	0	
	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	2,550	2,550	0
	技能検定員審査を受けようとする者が摘要の1の表の技能検定員として必要な自動車の運転技能の項及び自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の項に掲げる審査項目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、摘要の1の規定により、この目に定める手数料の額から同表の技能検定員として必要な自動車の運転技能の項及び自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の項に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の技能検定員として必要な自動車の運転技能の項及び自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の項に定める額を減ずるほか、この目に定める手数料の額から更に減ずる。(①と②の両方が免除される場合)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450	2,350	-100
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	850	900	50	
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,050	1,100	50	
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	3,100	2,900	-200	
技能検定員審査を受けようとする者が摘要の1の表の第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合においては、摘要の1の規定により、この目に定める手数料の額から、同表の第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項に定める額を減ずるほか、この目に定める手数料の額から更に減ずる。(③と④の両方が免除される場合)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	550	500	-50	
普通自動車免許に係る技能検定員審査	350	300	-50		
特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	350	300	-50		
教習指導員 資格者証交付手数料		1,100	1,150	50	
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下「教習指導員審査」という。)	14,600	14,550	-50	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	11,800	11,850	50	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,400	9,650	250	
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	12,750	12,450	-300	

手数料の種類	区分	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から	増減額	
(摘要)1 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合の手数料の額は、この目に定める額にかかわらず、同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれこの目に定める額から、同表の下欄に定める額を減じた額とする。					
教習指導員審査手数料	教習指導員として必要な自動車の運転技能 ①	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000	4,000	0
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600	3,550	-50
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300	1,250	-50
		大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	4,250	4,250	0
	技能教習に必要な教習の技能 ②	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350	1,400	50
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250	1,300	50
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300	1,350	50
		大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,050	2,050	0
	学科教習に必要な教習の技能 ③	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250	1,300	50
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200	1,250	50
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,100	1,250	150
	第108条の28第4項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識 ④	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550	1,600	50
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350	1,350	0
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300	1,300	0
	自動車教習所に関する法令についての知識 ⑤	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550	1,600	50
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350	1,350	0
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,300	1,300	0
	教習指導員として必要な教育についての知識 ⑥	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400	1,500	100
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300	1,300	0
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,200	1,250	50
	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,550	2,550	0
	教習指導員審査を受けようとする者が摘要の1の表の教習指導員として必要な自動車の運転技能の項及び技能教習に必要な教習の技能の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、摘要の1の規定により、この目に定める手数料の額から、同表の教習指導員として必要な自動車の運転技能の項及び技能教習に必要な教習の技能の項に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の教習指導員として必要な自動車の運転技能の項及び技能教習に必要な教習の技能の項に定める額を減ずるほか、この目に定める手数料の額から更に減ずるものとする。(①と②の両方が免除される場合)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	2,500	2,400	-100
		普通自動車免許に係る教習指導員審査	900	900	0
		特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,100	1,100	0
大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査		3,150	2,850	-300	

手数料の種類別	区分	平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から	増減額		
教習指導員審査手数料	教習指導員審査を受けようとする者が摘要の1の表の第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、摘要の1の規定により、この目に定める手数料の額から、同表の第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の項及び自動車教習所に関する法令についての知識の項に定める額を減ずるほか、この目に定める手数料の額から更に減ずるものとする。(④と⑤の両方が免除される場合)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	250	150	-100	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	100	150	50		
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	100	150	50		
国外運転免許証 交付手数料		2,400	2,350	-50		
講習手数料	安全運転管理者等講習:6時間(法第108条の2第1項第1号関係)	※	750	750	0	
	取消処分者講習:13時間(法第108条の2第1項第2号関係)	※	2,350	2,350	0	
	停止処分者講習:短期6時間、中期10時間、長期12時間(法第108条の2第1項第3号関係)	※	2,100	1,950	-150	
	大型自動車等講習(法第108条の2第1項第4号関係:取得時講習)	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習:4時間(準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る)	※	4,100	4,450	350
		準中型自動車免許に係る講習:8時間(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く)	※	3,400	3,500	100
		普通自動車免許に係る講習:4時間	※	2,450	2,800	350
	大型自動二輪車等講習(法第108条の2第1項第5号関係:取得時講習)	大型自動二輪車免許に係る講習:3時間	※	4,100	4,150	50
		普通自動二輪車免許に係る講習:3時間	※	4,000	4,000	0
	原付講習:3時間(法第108条の2第1項第6号関係)	※	1,400	1,500	100	
	旅客自動車講習:6時間(法第108条の2第1項第7号関係)	※	3,100	3,100	0	
	応急救護措置講習:1種3時間、2種6時間(法第108条の2第1項第8号関係)	※	1,300	1,400	100	
	指定自動車教習所職員講習:副管6時間、検定10時間、指導9時間(法第108条の2第1項第9号関係)	※	650	750	100	
	初心運転者講習(法第108条の2第1項第10号関係)	準中型自動車免許に係る講習:7時間	※	2,150	2,150	0
		普通自動車免許に係る講習:7時間	※	2,050	2,050	0
		大型自動二輪車免許に係る講習:7時間	※	2,700	2,700	0
		普通自動二輪車免許に係る講習:7時間	※	2,550	2,550	0
		原動機付自転車免許に係る講習:4時間	※	2,400	2,450	50
	更新時講習(法第108条の2第1項第11号関係)	優良運転者に対する講習(法第92条の2第1項の表の備考1の2関係)		500	500	0
		一般運転者に対する講習(法第92条の2第1項の表の備考1の3関係)		800	800	0
		初回、違反運転者に対する講習(法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習【国家公安委員会規則で定める者以外の者に対する講習】)		1,350	1,350	0
		特別特定失効者(法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習【国家公安委員会規則(運転免許に係る講習等に関する規則第5条)で定める者に対する講習】)		800	800	0
高齢者講習:70歳以上75歳未満の者に対するもの。(法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習		4,650	5,100	450	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習		2,000	2,250	250	



手数料の種類別	区分		平成30年 3月31日まで	平成30年 4月1日から	増減額	
高齢者講習:75歳以上の者に対するもの。(法第108条の2第1項第12号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(認知機能検査の結果が第3分類の者)		4,650	5,100	450	
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)		7,550	7,950	400	
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)		5,650	5,800	150	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(認知機能検査の結果が第3分類の者)		2,000	2,250	250	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)		4,300	4,450	150	
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(臨時高齢者講習)		2,400	2,350	-50	
	違反者講習(法第108条の2第1項第13号関係)	下欄以外の講習	13,200	12,500	-700	
		運転者の資質の向上に資する活動を含む講習(社会参加活動あり)	9,050	9,050	0	
自転車運転者講習:3時間(法第108条の2第1項第14号関係)		※	1,900	2,000	100	
通知手数料			900	900	0	
特定任意講習手数料		○	1,350	1,350	0	
チャレンジ講習手数料		○	2,650	2,650	0	
特定任意高齢者講習手数料	シニア運転者講習(高齢者講習:70歳以上75歳未満の者に対するもの)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	○	4,650	5,100	450
	シニア運転者講習(高齢者講習:75歳以上の者に対するもの)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(認知機能検査の結果が第3分類の者)	○	4,650	5,100	450
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)	○	7,550	7,950	400
	簡易講習		○	1,500	1,800	300
運転経歴証明書再交付手数料	法第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付	○	1,000	1,100	100	
認知機能検査員講習手数料	運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習	○	3,850	1,400	-2,450	
	自動車安全運転センターが実施する研修等を終了した者	○	2,100	800	-1,300	
	※現行は5.5時間の講習の1時間当たりの額。改正案は5.5時間の額。	※	700	—	—	

○は、政令で標準が定められていない。

※は、講習1時間についての手数料額である。